

令和7年度 保育所・こども園(保育認定)募集要項

父母等の就労や入院等のために児童を家庭で保育することができない場合に、保護者に代わって保育する施設が保育所・こども園(保育認定)です。第1希望の保育所・こども園で定員を超える応募があった場合は、「保育利用調整基準」により、新規利用者を決定します。

- ☆新規・継続の申込みは、必ず受付期間内に提出書類を完備し、申込みをしてください。(期間内の申込みを優先して利用調整します)
- ☆育児休業中(家庭保育)や妊娠中の方で、令和7年度途中の職場復帰等により入所(園)を希望する人も、受付期間内に申込みをしてください。
- ☆利用のためには、「保育の認定」を受けることが必要です。詳しくは別紙「保育の認定について」をお読みください。

【利用申込みの受付について】

【受付期間】 令和6年10月21日(月)～25日(金)

【受付場所】 第1希望の保育所(園)・こども園

(市外施設の利用申込みについては、市保育幼稚園課までお問い合わせください)

※受付期間終了後は市保育幼稚園課で受け付けますが、定員を超える場合は利用できません。

※いずれか第1希望の施設に申し込んでください(幼稚園やこども園(教育認定)との併願の場合を含む)。複数の施設で、それぞれを第1希望として申し込むことはできません。

【受付時間】

公立	高田こども園・土庫こども園 片塩・浮孔保育所	午前8時30分～午後7時00分まで
	天満・みどり・磐園保育所 高田西保育所	午前8時30分～午後6時00分まで
私立	つぼみ認定こども園	午前8時30分～午後7時00分まで
	よのもと保育園	午前9時30分～午後5時00分まで ※10月25日については午前9時30分～正午まで
	三倉堂保育園	午前8時30分～午後6時00分まで
	かなえ保育園	午前9時00分～午後4時00分まで
	トナリのかなえ保育園	午前9時00分～午後4時00分まで
	高田こどりの保育園	午前9時00分～午後6時00分まで

【申込みの対象となる子ども】

平成31年4月2日以降に生まれた、またはこれから生まれる予定の子どもで、入所(園)を希望する月の初日に満6ヶ月以上である子どもが申込み対象となります。ただし、トナリのかなえ保育園、高田こどりの保育園を希望される場合は令和4年4月2日以降に生まれた、またはこれから生まれる予定の子どもが申込み対象となります。

※入所(園)は、満6ヶ月を迎えた日以降の月の初日からとなります。

【申込み時の注意事項(マイナンバーの記入・確認)】

保育所・こども園利用のための「教育・保育給付認定申請書」等には、マイナンバー(個人番号)の記入が必要です。マイナンバーを記入した書類の提出時には、申請者等の「番号確認書類」(マイナンバーの通知カード等)と「身元確認書類」(運転免許証等)の提示が必要です。詳しくは、別紙「申請書等へのマイナンバー(個人番号)の記入について」をご覧ください。

【利用要件】

原則として父母いずれもが仕事や入院などで児童を保育することができないこと。

※詳細は「保育利用調整基準」をご覧ください。

- ① 就労…月48時間以上の就労
- ② 求職活動…3ヶ月の期限付きの利用
- ③ 妊娠・出産…出産予定月の前2ヶ月、後2ヶ月の期限付きの利用(合計5ヶ月)
- ④ 疾病・障害…医師により保育ができないことが診断された場合
- ⑤ 介護・看護…親族の入院の付き添いや看護等
- ⑥ 災害復旧…火災、風水害等で家屋の復旧にあたっている場合
- ⑦ 就学…専門学校・大学等に通学している場合

※「利用要件」によって申込みをしても、次のような場合には入所(園)ができません。

- ・申込内容に虚偽があった場合→退所(園)となります。
- ・定員に余裕がない場合→他の施設に空きがあれば、その施設の利用を案内します。

【こども園の募集人数】

高田こども園 0歳(6名)1歳(9名)2歳(5名)3歳(3名)4歳(7名)5歳(6名)

土庫こども園 0歳(6名)1歳(10名)2歳(3名)3歳(8名)4歳(3名)5歳(7名)

※同じ施設で、保育認定・教育認定の一方の申し込みが募集人数を超え、一方が募集人数に満たない場合、募集人数に満たない人数分、募集人数を超えた区分の児童に入園していただきます。受付期間外の2次募集はおこないませんが、調整後も空きがある場合は、随時申し込みを受け付けます。

※こども園の教育認定(幼稚園相当)児として利用が決まった場合に、4月当初から保育認定(保育所相当)児に変更することはできません。

※園児の退園などにより、入園者数に変動することがあります。

【保育時間】

公立→基本保育時間は、午前8時30分から午後4時30分まで(土曜日は正午まで)

私立→各保育園・こども園へお尋ねください。

《公立施設の最長保育時間》

- 高田こども園・土庫こども園・片塩保育所・浮孔保育所
午前7時30分から午後7時まで(土曜日は午後4時まで)
- 天満保育所・みどり保育所・磐園保育所・高田西保育所
午前7時30分から午後6時まで(土曜日は午後4時まで)

《私立施設の最長保育時間》

- つぼみ認定こども園 Tel0745-52-2781
午前7時から午後7時まで(土曜日は午前8時30分から午後0時30分まで)
- よのもと保育園 Tel0745-52-1541
午前7時30分から午後7時まで(土曜日は午前8時から午後0時30分まで)
- 三倉堂保育園 Tel0745-52-5123
午前7時から午後7時まで(土曜日は午前8時から午後1時30分まで)
- かなえ保育園 Tel0745-22-7123
午前7時から午後7時まで(土曜日は午前7時から午後4時まで)
- トナリのかなえ保育園 Tel0745-23-1070
午前8時から午後7時まで(土曜日は午前8時から午後4時まで)
- 高田ことりの保育園 Tel0745-23-5105
午前7時から午後6時まで(土曜日は午前8時から午後4時まで)

【市外の施設の利用を希望する場合】

希望する理由を明確にしてください。

(例)利用を希望する保育所の近くに保護者の職場がある場合等

【令和7年度保育利用年齢表】

クラス 年齢	利用年齢	保育最長利用期間（年齢別）
0歳児 クラス	令和6年4月2日生～	令和7年4月1日～令和13年3月31日
1歳児 クラス	令和5年4月2日生～令和6年4月1日生	令和7年4月1日～令和12年3月31日
2歳児 クラス	令和4年4月2日生～令和5年4月1日生	令和7年4月1日～令和11年3月31日
3歳児 クラス	令和3年4月2日生～令和4年4月1日生	令和7年4月1日～令和10年3月31日
4歳児 クラス	令和2年4月2日生～令和3年4月1日生	令和7年4月1日～令和9年3月31日
5歳児 クラス	平成31年4月2日生～令和2年4月1日生	令和7年4月1日～令和8年3月31日

【利用調整の結果】

利用調整の結果については、就労状況等を調査のうえ、令和7年2月に通知予定です（健康診断・説明会の案内含む）。なお、事前のお問い合わせにはお答えできませんのでご了承ください。

【保育料の決定】

- ・4月～8月分…令和7年3月に通知予定
- ・9月～3月分…令和7年8月に通知予定

【保育料の算定について】

保育料は、児童の保護者等が負担するものです。児童の年齢と、原則として父母の令和6年度市町村民税額（4月～8月分保育料）と令和7年度市町村民税額（9月～3月分保育料）により決定します。ただし、児童と同居の祖父母等が家計の中心者であるとみなされた場合（対象期間の父母の年収の合計が103万円以下の場合）は、祖父母等の市町村民税額も算定の対象に加え、保育料を算定します。なお、公立施設も私立施設も保育料の算定方法は同じです。

※保育料以外に、施設で必要な経費を実費徴収します。（絵本代・給食費等）

【保育料の納付について】

保育料は、毎月10日に口座振替で納付していただきます(残高の確認をお願いします)。

ただし、つぼみ認定こども園、よのもと保育園、トナリのかなえ保育園、高田ことりの保育園、市外公立保育所、市外認定こども園(公立・私立)を利用の場合は、施設に直接納付していただきます。納付方法や納付期日等は、施設にお問い合わせください。

※保育料を滞納した場合は、「督促手数料」や「延滞金」を負担していただきます。また、市から支払う各支払期(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の児童手当から、児童手当法に基づく保育料の特別徴収(天引きによる徴収)を実施します。(令和4年度は16件、令和5年度は14件、令和6年度は6件(令和6年9月30日現在)の特別徴収を実施しています)

※督促後も納付がない場合は、財産調査や勤務先等への照会のうえ、差し押さえを実施します。

【利用決定後の注意事項】

利用が決定した方は、あらかじめ次のことについてご了承ください。

- ① 利用を辞退する場合は、すぐに施設または市保育幼稚園課へ申し出てください。
- ② 入所(園)当初から通常保育(1日保育)になると、児童にとって心身への負担が大きくなりますので、児童の様子を見ながら「受け入れ保育」を行います。
- ③ 延長保育を利用した場合は、延長保育料・おやつ代を徴収します。
※私立施設の延長保育については、直接各施設にご確認ください。
- ④ 世帯構成、住所、保護者の保育理由(勤務先など)、市町村民税額等が変更になった場合は、すぐに施設または市保育幼稚園課へ申し出てください。
- ⑤ 保育料は、出席の有無にかかわらず全額納入していただきます。
- ⑥ 退所(園)する場合、退所(園)する月の25日までに利用中止届を提出してください。
なお、退所(園)により、月の途中から利用しなくなった場合も保育料は全額納入していただきます。
※自己都合(利用児童の長期傷病等を除く)により利用中止届を提出し、その後、施設の再入所(園)を希望された場合は、定員に余裕がない場合には利用できませんのでご注意ください。
※『求職活動』の期限切れにより退所となった場合、その後施設に空きがあっても、『求職活動』を理由にその年度内に再度入所(園)することはできません。
- ⑦ 年度途中に出産し、その後育児休業により休職する場合、出産から1年間に限り、すでに在籍している児童は利用を継続できます(大和高田市では、育児休業を保育理由として認定するためには、仕事を理由として出産予定日の3か月前から保育所等に在籍し、その後、仕事から妊娠・出産に保育理由を変更した場合にのみ認定することができます。)。また、小学校就学前である5歳児クラスの児童も、卒園まで利用できます。それらの場合以外で、家庭で子どもを見られる状況となった場合、退所(園)となります。
- ⑧ 面接・健康診断の結果によっては、児童の安全を考え入所(園)を保留とする場合、または、内定が取り消しとなる場合があります。

詳しくは、大和高田市役所

保育幼稚園課(Tel 22-1101)までお問い合わせ
してください。

